

# 菊川市下水道事業審議会

## 第2回審議会資料

令和7年11月7日

静岡県菊川市下水道課

# 目次

## CONTENTS

- 01** 第1回審議会のおさらい
- 02** 下水道使用料の改定率について
- 03** 菊川市下水道事業の下水道使用料
- 04** 菊川市の下水道使用状況について
- 05** 下水道使用料改定の基本方針
- 06** 今後のスケジュール

# 01 第1回審議会のおさらい

## (1) 審議会内容

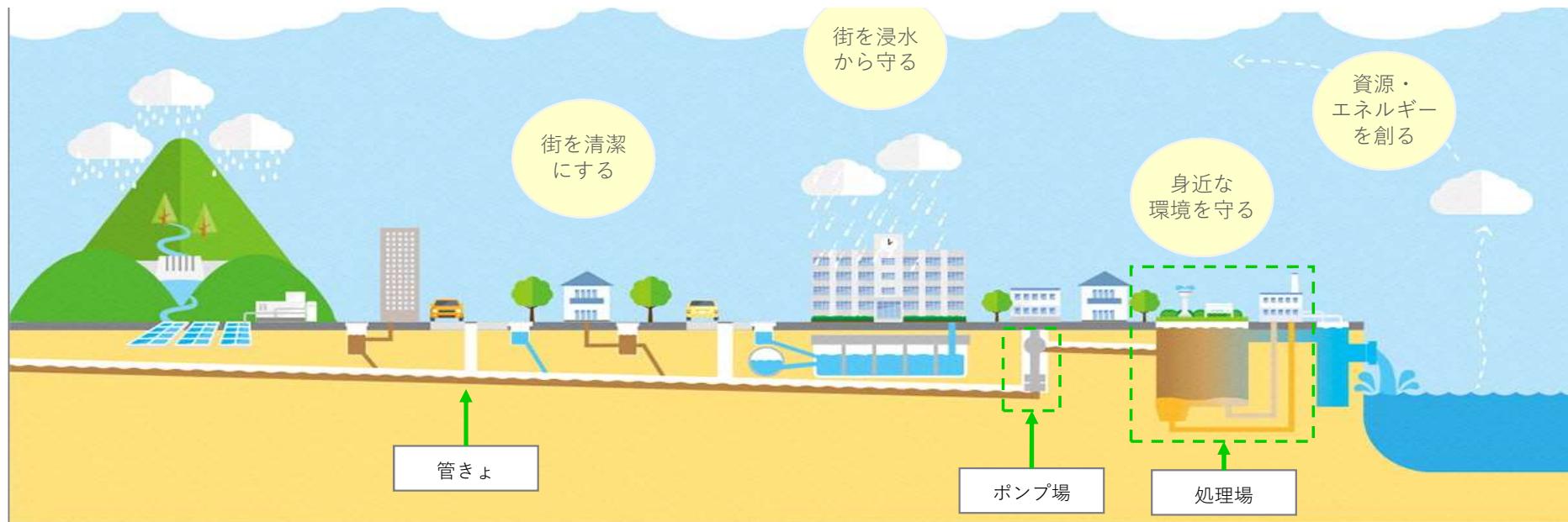
1. 市長挨拶
2. 菊川市下水道事業審議会委員自己紹介及び事務局紹介
3. 委嘱状の交付
4. 菊川市下水道事業審議会会长及び副会長の選出
5. 質問「適正な下水道使用料の在り方について」
6. 議事
  - (1) 報告事項
    - ア 下水道事業審議会について
    - イ 菊川市下水道事業の概要と経営状況 菊川市下水道事業経営戦略について
  - (2) 協議事項
    - 経営改善に係る基本方針について
7. その他・連絡事項

# 01 第1回審議会のおさらい

## (2) 下水道とは

下水道とは、家庭や工場、事業場などから出る汚れた水や雨水を、すばやく集めて流したり、きれいな水に処理をして、川や海などに放流する仕組みの施設であり、**管渠**や**処理場**、**ポンプ場**等の施設で構成されています。

菊川市の下水道は、汚水と雨水を分けて処理を行う「分流式」を採用しており、現在は「**汚水**」のみを処理しています。



# 01 第1回審議会のおさらい

## (3) 菊川市公共下水道事業の概要

### 【下水道施設】

- ・菊川浄化センター 1箇所  
(処理能力 : 6,850m<sup>3</sup>/日)
- ・中継ポンプ場 1箇所
- ・マンホールポンプ 16箇所
- ・管渠延長 約94km(汚水のみ)

### 【整備状況】

事業計画区域 約429 ha

整備済面積 (R6) 365.2 ha

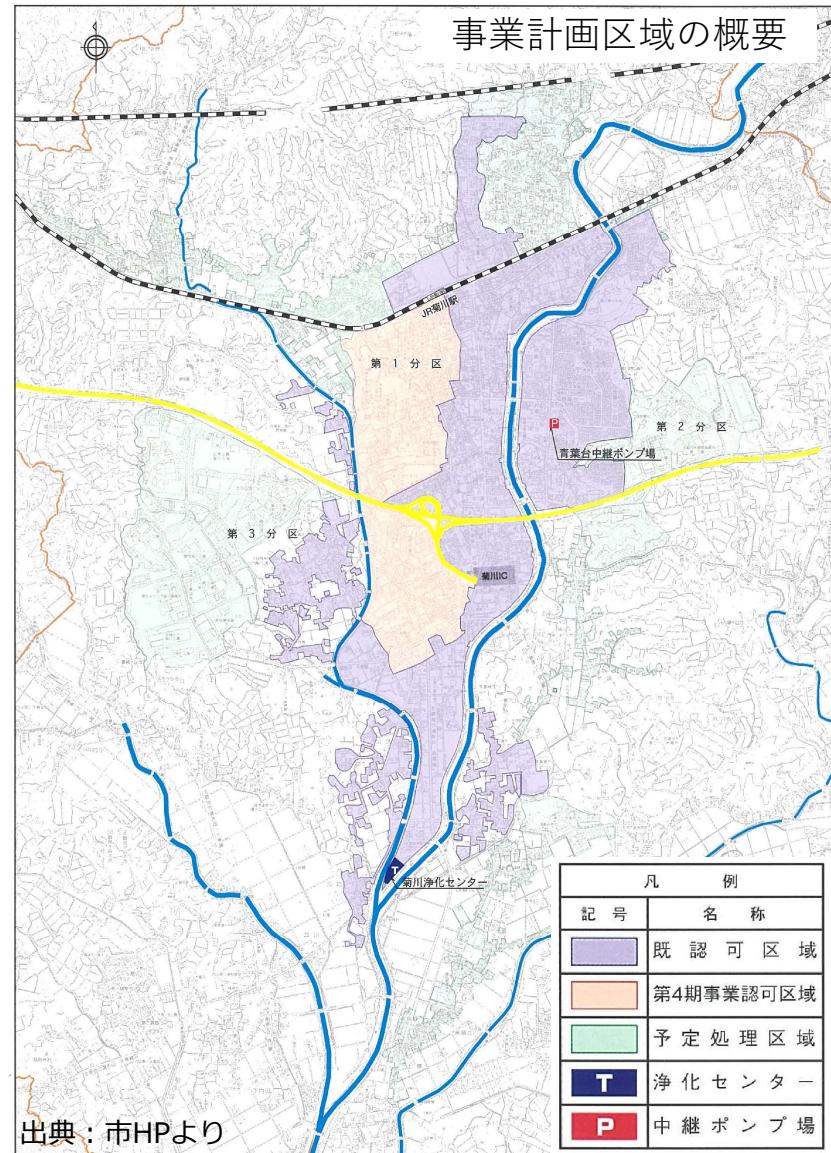
※整備率は85.1% (=365.2ha/429ha)

令和8年度に整備完了する方針

処理区域内人口 14,527人

※行政人口46,961人に対する普及率は、  
30.9% (=14,527人 ÷ 46,961人)

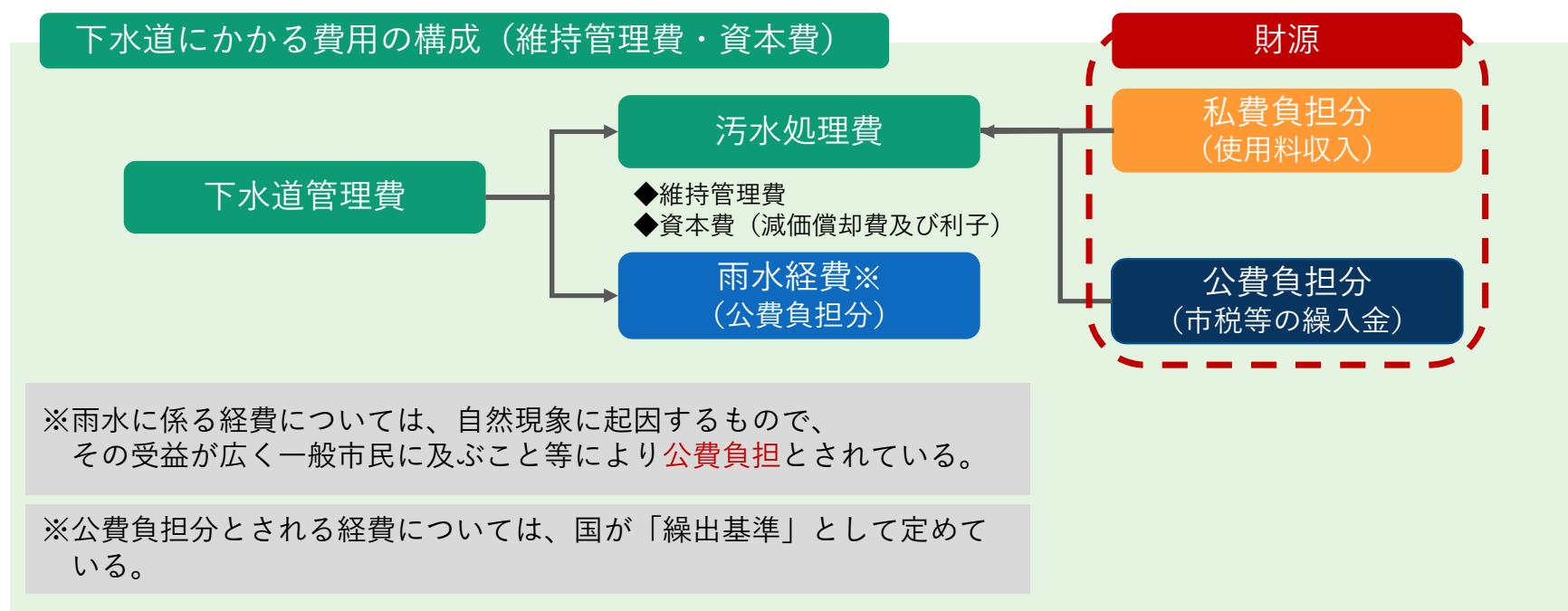
(令和6年度決算値)



## 01 第1回審議会のおさらい

### (4) 下水道における費用負担の考え方

下水道事業での費用負担については、「**雨水公費・汚水私費**」の原則が基本となっており、それに加えて、下水道が担う役割や初期投資が大きい下水道の特性を鑑みて、様々な経費が公費負担とされています。



# 01 第1回審議会のおさらい

## (5) 決定事項・質問・意見

### 協議事項

下水道使用料の改定について→委員全員が改定に賛成

#### <協議時の意見>

- 上げざるを得ないのは分かる。大幅な値上げは経営的に厳しいのでうまく調整してほしい。
- 上げることには賛成。ただし、市民生活に影響が少ないようにしてほしい。
- 物価上昇を考えれば使用料の値上げも理解できる。町のイメージや人口増加に悪影響が出る可能性も考慮してほしい。
- 上げることは必要だが、上げ幅については慎重に審議したい。

#### <その他の意見>

- 管路施設の改築事業費について
- 改定率を抑えた場合の財政シミュレーションの提示
- 改定率を上げた場合の使用料単価に関する関連資料の提示

# 01 第1回審議会のおさらい

## (6) 第1回審議会での意見に対する回答

### ① 管路施設の改築事業費について

投資計画のうち管路施設の改築事業費についてはストックマネジメント計画に基づいて計上しています。ストックマネジメント計画では、適正な維持管理のもと、下水管路の機能が確保できるように、健全度を考慮しながら、改築を行うシナリオを設定しました。

標準耐用年数50年に対して布設後概ね70年から80年後の改築へと長寿命化を目指し、標準耐用年数で改築した場合の年間事業費約2億3,400万円から年間約8,600万円（約37%）へとコスト縮減を図ることとしています。

管路施設の健全度推計については国土交通省国土政策総合研究所が公表した「ワイブル式」を用いています。

改築シナリオの設定（管渠）

項目	概要	内容	健全な施設の割合			事業費（累計：百万円）		
			2024年	2029年	2069年	2024年	2029年	2069年
シナリオ1	単純改築（標準耐用年数50年で改築）	・標準耐用年数50年に達した施設を全て当該年度で改築するシナリオ。	79.2%	78.8%	84.2%	0	513	11,693
シナリオ2	緊急度IとIIを改築（緊急度III～劣化なしを許容）	・緊急度I及びIIと判定された施設を、全て当該年度で改築するシナリオ。	84.7%	84.3%	91.9%	713	899	4,146
シナリオ3	緊急度Iのみを改築（緊急度II～劣化なしを許容）	・緊急度Iと判定された施設を、全て当該年度で改築するシナリオ。	79.8%	78.6%	89.3%	67	121	3,686
シナリオ4	緊急度Iのみを改築（緊急度II～劣化なしを許容）	・緊急度Iと判定された施設を、全て当該年度で改築するシナリオ。 ・改築開始年度を2027年（H39）とする。	79.2%	78.6%	89.3%	0	121	3,683

緊急度	区分	対応の基準
I	重度	速やかな措置が必要な場合
II	中度	簡易な対応により必要な措置を5年未満まで延長できる
III	軽度	簡易な対応により必要な措置を5年以上に延長できる
劣化なし	-	-

※1 シナリオの概要は、「ガイドライン」P.33～P.35に掲載される事例を基に設定。

※2 シナリオ4の年当たり費用は、2027年からの年当たり費用とする。(43年間分)

## 01 第1回審議会のおさらい

### (6) 第1回審議会での意見に対する回答

- ②改定率を抑えた場合の財政シミュレーションの提示
- ③改定率を上げた場合の使用料単価に関する関連資料の提示

→シミュレーションの修正後に説明いたします。

## 01 第1回審議会のおさらい

### (7) 下水道事業の経営努力について

#### 1) 接続促進のための取り組みについて

菊川市では、下水道整備が完了した区域内の市民の皆さんが早期に下水道に接続するのを促進するため、以下のような制度を設けて、経済的な支援を行っています。また、職員が供用開始1年目の御宅等を訪問し、下水道接続を促しています。

接続促進は、下水道事業の貴重な財源である使用料収入の増加に繋がるため、積極的に取り組んでいます。

##### ①下水道接続工事費補助制度

下水道へ接続するための工事費から30万円を控除した額の1/4を市が補助する制度。

※補助限度額：10万円

##### ②下水道接続工事資金融資あっせん及び利子補給制度

下水道接続工事に係る資金の融資あっせん及び利子の補助を市が行う制度。

##### ③個別訪問

下水道整備が完了した地域にお住いのご家庭や事業所を訪問し、下水道へ接続していただくようお願いするもの。

## 01 第1回審議会のおさらい

### (7) 下水道事業の経営努力について

#### 2) コスト縮減のための取り組み

菊川市では、コスト縮減のために、様々な取り組みを行っています。

##### ①処理場維持管理業務における包括的民間委託の導入

菊川市では、菊川浄化センターの維持管理業務について、性能発注及び複数年契約により、民間企業のノウハウを活用し、業務の効率化を図る「包括的民間委託」を導入しており、コスト縮減を図っています。

##### ②システムの共同化

菊川市下水道事業では、水道事業と共同で各種システムの共同購入を行っており、業務の効率化と経費削減を図っています。

# 01 第1回審議会のおさらい

## (7) 下水道事業の経営努力について

### 3) 資金収支について

菊川市の下水道事業においては、事業運営に必要な最小限の資金を確保できるように、一般会計繰入金等の金額を設定しています。

過度な余剰金を事業内に持たず、一般会計とも連携しながら、適切な資金運用に努めています。

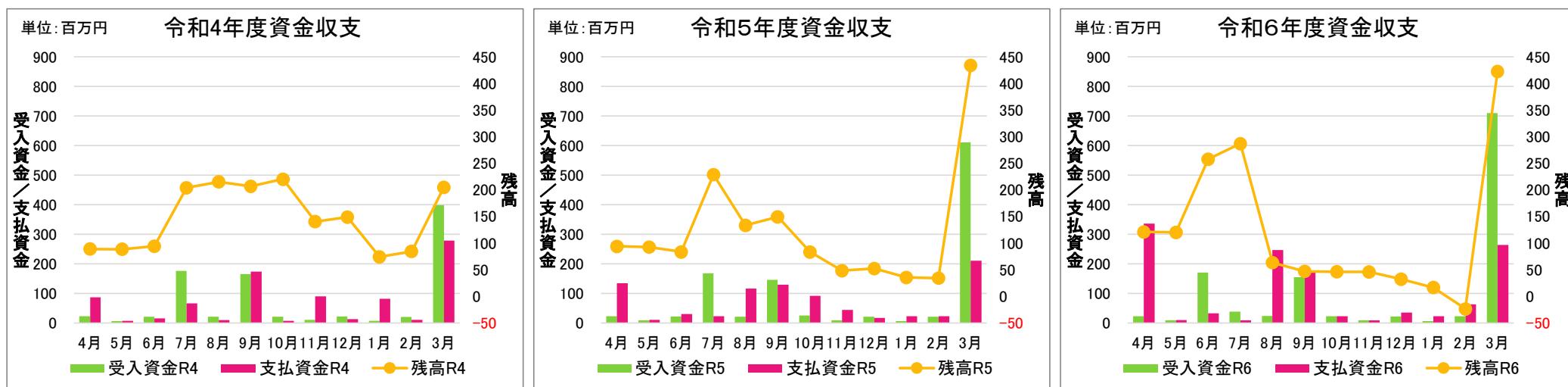


図 菊川市下水道事業・月別資金収支の動向

# 01 第1回審議会のおさらい

## (7) 下水道事業の経営努力について

### 3) 資金収支について

建設改良費等に充当する国からの補助金(交付金)については、国の厳しい財政状況から、市から国への要望額に対して、実際に交付される額は減額される傾向にあります。

この場合、国からの交付金の代替財源としては、企業債や手持の現金で賄うことになりますが、これらの財源にも制限があります。

このため、予算編成時には厳密な査定を実施し、資金収支を考慮しながら、実施する事業を厳選しています。

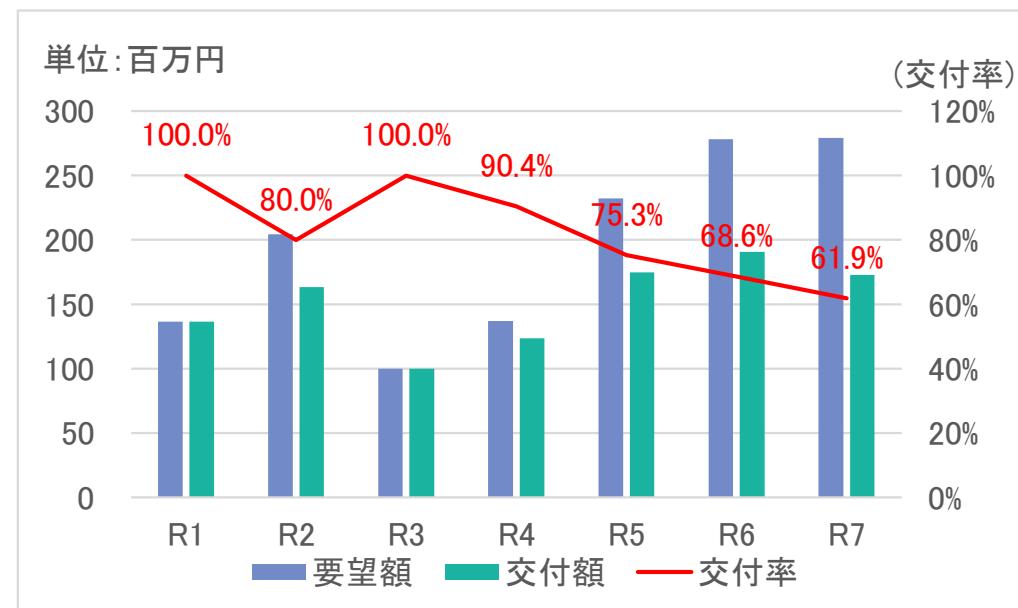


図 交付金 要望額と交付額の推移

## 02 下水道使用料の改定率について

### (1) シミュレーションの修正について

令和5年度公表の経営戦略改定時に検討した財政シミュレーションについて、設定条件を見直して検討を行いました。

#### ■財政シミュレーションの設定条件の変更点

##### ①令和6年度決算を反映しました。

令和6年度については、維持管理費について、決算額が現行経営戦略での予測額を大きく上回っています。(約4,500万円増)将来の維持管理費については、令和6年度決算額を基に予測を行うことで、近年の物価増を反映しています。

##### ②物価上昇率・人件費上昇率の設定を見直しました。

物価上昇率については、近年の動向を考慮し、3.0%としました。(現行経営戦略は2.0%)

人件費上昇率については、近年の動向を考慮し、3.0%としました。(現行経営戦略は0.18%)

##### ③企業債償還の年金利の設定を見直しました。

企業債償還金計算時の年金利を2.7%に変更しました。(現行経営戦略は1.5%)

##### ④使用料単価の設定を見直しました。

使用料単価を令和6年度決算での128.59円/m<sup>3</sup>に変更しました。(現行経営戦略は127.91円/m<sup>3</sup>)

## 02 下水道使用料の改定率について

### (1) シミュレーションの修正について

前述の設定の見直しによるシミュレーションを行いましたが、現行の経営戦略での収支計画と比較して、維持管理費の増加に伴い、汚水処理費が増大しています。

このため、使用料収入に対する財源の不足額は大きくなっています。汚水処理費を使用料収入で賄うためには高い改定率を必要とします。

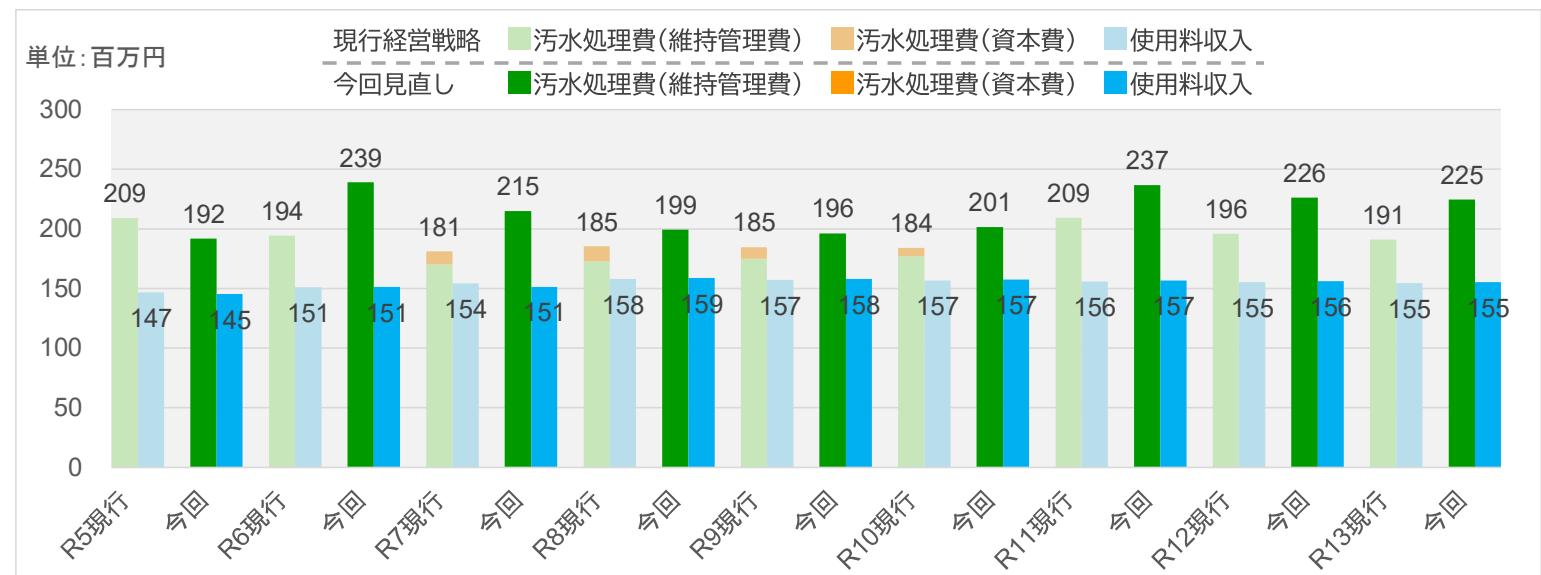


図 財政シミュレーション・見直しの結果(汚水処理費と使用料収入の推移)

## 02 下水道使用料の改定率について

### (2) 改定率の各種パターンについて

修正後のシミュレーションの結果より、下水道使用料の改定率について検討を行いました。

次回（令和9年度）の使用料改定で経費回収率を100%とするためには、改定率38.4%の改定を行う必要があります。

#### ①改定パターン1：

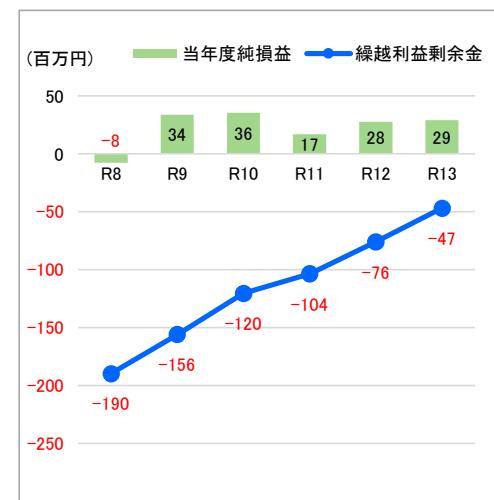
経費回収率が100%を達成するために**必要な改定率:38.4%**（使用料収入を38.4%増にする）

使用水量 /2か月(m <sup>3</sup> )	現行体系	パターン① 改定率38.4%	増減
20	2,640	3,655	+1,015
40	5,280	7,315	+2,035
60	7,920	10,975	+3,055
80	10,560	14,635	+4,075
100	13,200	18,295	+5,095
200	27,500	38,095	+10,595
500	73,700	101,995	+28,295
1,000	150,700	208,495	+57,795

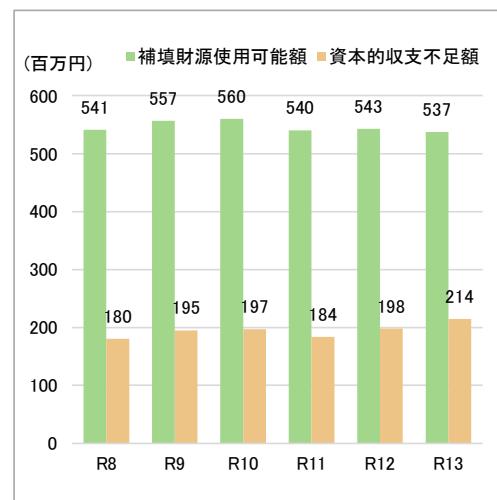
使用水量毎の使用料(概算)(税込)  
※基本使用料と従量使用料を一律に値上げした場合  
(実際の改定後の体系とは異なります)



汚水処理原価・使用料単価動向



損益・利益剰余金(欠損金)の動向



補填財源の動向

## 02 下水道使用料の改定率について

### (2) 改定率の各種パターンについて

利用者の負担を考慮し、以下の4つのパターンの改定率を設定しました。

#### ②改定パターン2：

改定率を22.5%とする場合

#### ③改定パターン3：

改定率を20.0%とする場合

#### ④改定パターン4：

令和5年度策定の経営戦略での17.5%とした場合

#### ⑤改定パターン5：

改定率を15.0%とする場合

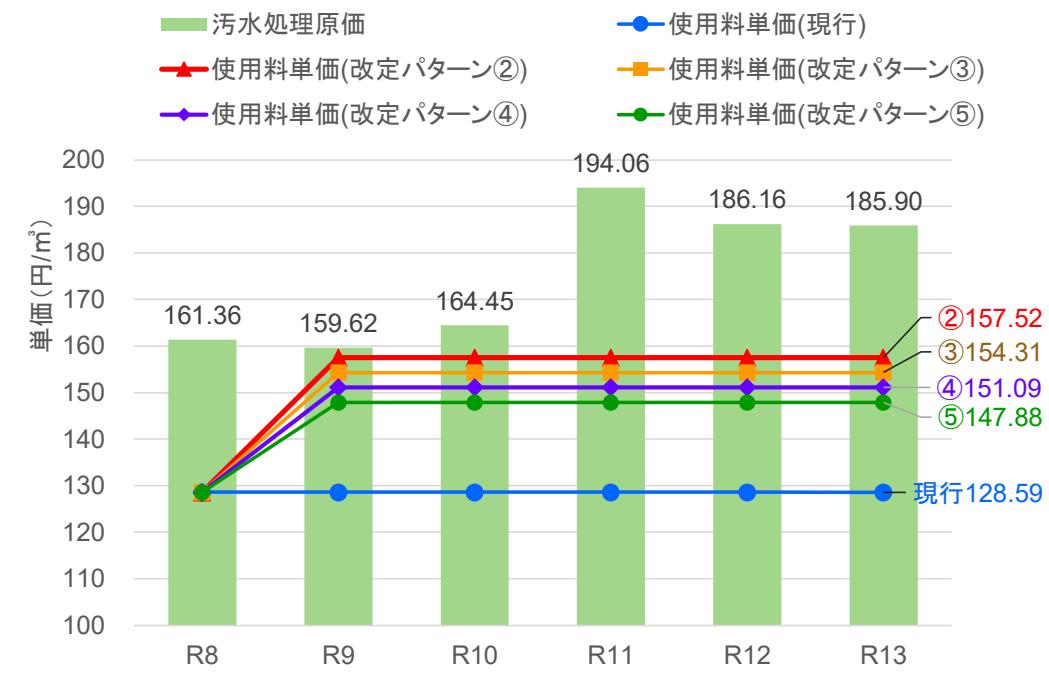


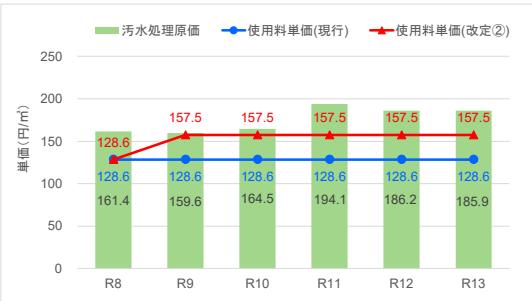
図 污水処理原価と各案の使用料単価

## 02 下水道使用料の改定率について

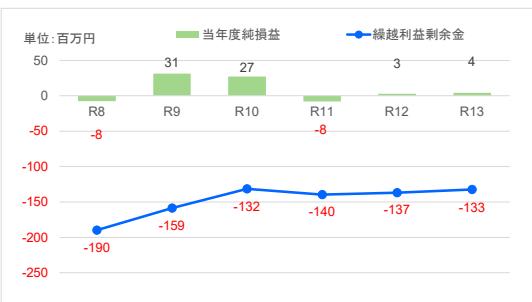
### (2) 改定率の各種パターンについて

#### ②改定パターン2：22.5%

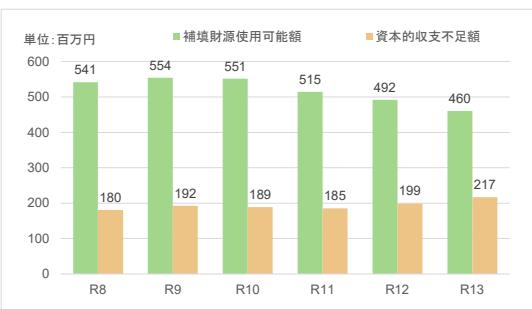
##### 汚水処理原価・ 使用料単価の動向



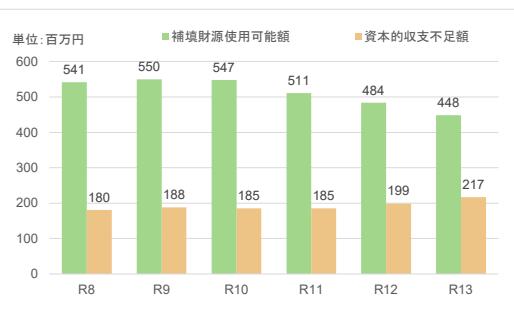
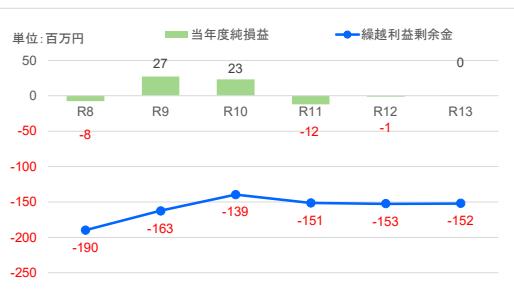
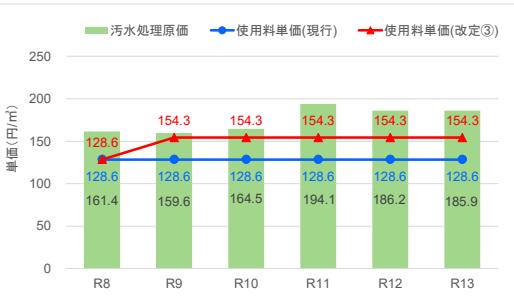
##### 損益・利益剰余金 (欠損金)の動向



##### 補填財源の動向



#### ③改定パターン3：20.0%

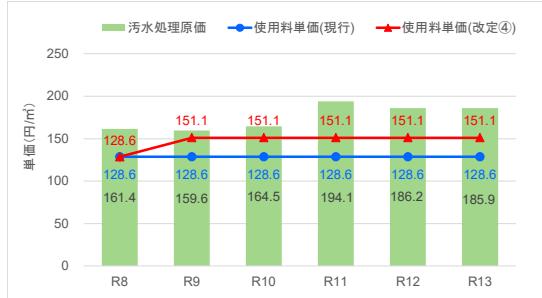


## 02 下水道使用料の改定率について

### (2) 改定率の各種パターンについて

#### ④改定パターン4：17.5%

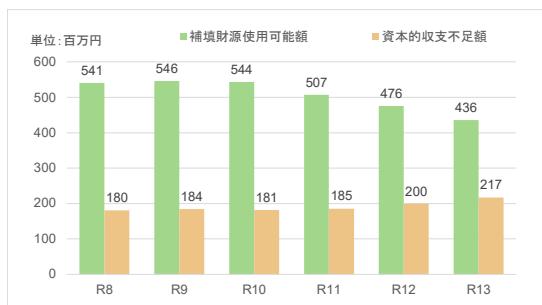
##### 汚水処理原価・ 使用料単価の動向



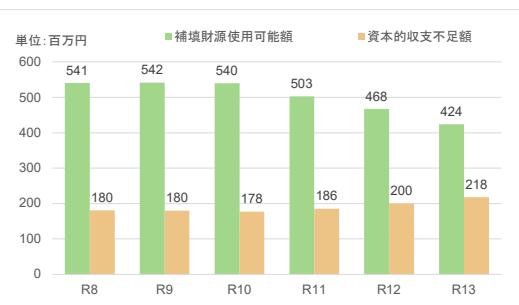
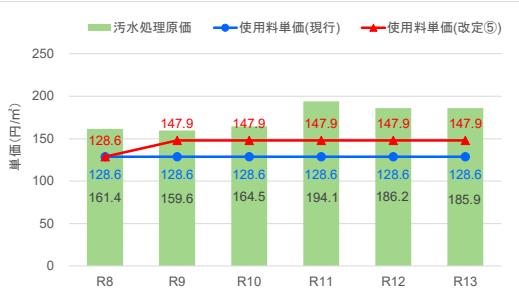
##### 損益・利益剰余金 (欠損金)の動向



##### 補填財源の動向



#### ⑤改定パターン5：15.0%



## 02 下水道使用料の改定率について

### (2) 改定率の各種パターンについて

#### ■各パターンでの負担額(概算) (税込) の比較

使用水量 /2か月 (m <sup>3</sup> )	現行体系	パターン② 改定率22.5%	増減	パターン③ 改定率20.0%	増減	パターン④ 改定率17.5%	増減	パターン⑤ 改定率15.0%	増減
20	2,640	3,235	+595	3,166	+526	3,102	+462	3,037	+397
40	5,280	6,475	+1,195	6,326	+1,046	6,202	+922	6,077	+797
60	7,920	9,715	+1,795	9,486	+1,566	9,302	+1,382	9,117	+1,197
80	10,560	12,955	+2,395	12,646	+2,086	12,402	+1,842	12,157	+1,597
100	13,200	16,195	+2,995	15,806	+2,606	15,502	+2,302	15,197	+1,997
200	27,500	33,695	+6,195	33,006	+5,506	32,302	+4,802	31,597	+4,097
500	73,700	90,395	+16,695	88,506	+14,806	86,602	+12,902	84,697	+10,997
1,000	150,700	184,895	+34,195	181,006	+30,306	177,102	+26,402	173,197	+22,497

### (3) まとめ

下水道使用料の改定率に関して、パターン①の改定率は経費回収率100%を達成でき、下水道事業の経営の観点では理想的な案ではありますが、利用者の負担増が懸念されます。

市としては、経営改善と利用者の負担感のバランスを考慮する案として、これまでコロナの影響で料金改定ができなかった分である17.5%だけでも改定したいと考えています。

## 02 下水道使用料の改定率について

### (4) 県内における直近の改定状況

近年静岡県内における下水道使用料の改定が行われた事例を以下に示します。

改定率については、吉田町の33%が目立ちますが、10~20%の範囲の改定率が主流と考えられます。

(R7.10.17現在)

自治体名	改定年月日	改定率	使用料単価(R5)	改定内容
静岡市	令和8年6月予定	※審議中	150.5 円	平成18年4月から変更なし（消費税分除く）
沼津市	令和6年7月1日	20.5%	132.5 円	基本使用料と従量使用料を改定
熱海市	令和7年4月1日	平均11%	168.1 円	基本使用料と従量使用料を改定
富士市	令和5年10月1日	平均0.18%	138.7 円	基本水量制の廃止、従量使用料変更なし
磐田市	令和5年4月1日	13.9%	131.0 円	基本使用料と従量使用料を改定 市内の下水道使用料の統一（2地区）
焼津市	令和5年7月1日	17%	127.2 円	基本使用料と従量使用料を改定
袋井市	令和8年4月1日予定	20.7%	123.8 円	基本使用料と従量使用料を改定
御前崎市	令和8年4月1日予定	25%	110.9 円	基本使用料と従量使用料（1区分から4区分へ細分化）を改定
伊豆の国市	令和5年4月1日	約12%	113.6 円	基本使用料と従量使用料（1区分）を一律改定
南伊豆町	令和7年4月1日	令和4年度使用料 収入の約130%	118.0 円	基本水量制の廃止、基本使用料と従量使用料を改定
清水町	令和7年4月1日	基本使用料7.7% 従量使用料3.4%	132.0 円	基本使用料と従量使用料を改定
小山町	令和4年12月1日	10%	146.2 円	基本使用料と従量使用料を一律改定
吉田町	令和6年4月1日	33%	98.7 円	基本水量制の廃止、元の従量区分は統合。 令和9年と12年にも同程度改定予定。

## 03 菊川市下水道事業の下水道使用料

### (1) 菊川市の下水道使用料体系

区分	2か月につき（税込）	
	汚水量	使用料
基本使用料	0～16m <sup>3</sup> まで	2,112円
従量使用料 (1m <sup>3</sup> につき)	16m <sup>3</sup> を超え100m <sup>3</sup> まで	132円
	100m <sup>3</sup> を超え200m <sup>3</sup> まで	143円
	200m <sup>3</sup> を超えるもの	154円

菊川市の下水道使用料体系は左表のとおりです。  
使用水量の有無に関わらず一律に負荷する「**基本使用料**」と基本水量を超えて使用した水量に応じて支払う「**従量使用料**」で構成される**二部使用料制**となっています。

基本使用料は、基本水量の範囲で單一で賦課される「**单一制**」、従量使用料については使用水量に応じて使用料単価が高くなる「**累進制**」を採用しています。

⇒使用料体系について本市と静岡県の自治体との比較は次頁以降に示します

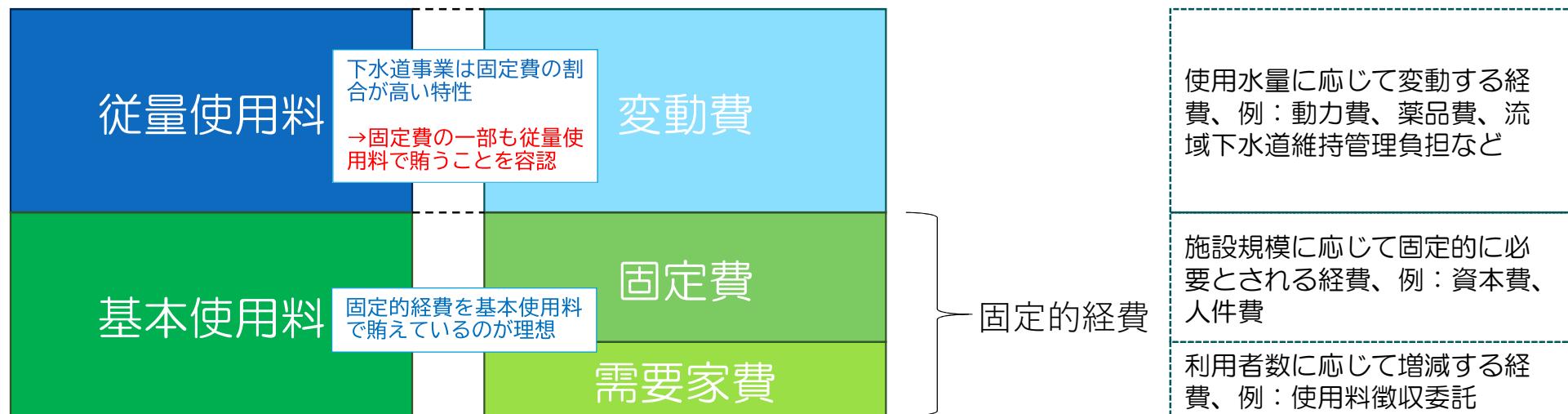
## 03 菊川市下水道事業の下水道使用料

### (2) 下水道使用料の費用負担の考え方

「下水道使用料算定の基本的考え方」（日本下水道協会2016年版）では、

「使用料対象経費のうち、基本使用料として賦課するものは、基本的に需要家費及び固定費とするのが適当であるが、施設型事業である下水道事業の特性により、使用料対象経費に占める固定費の割合が極めて大きいことから、**固定費についてはその一部を基本使用料として賦課し、他は従量使用料として賦課するのが妥当である。**」と示されています。

#### ■基本使用料・従量使用料と費用負担の考え方（理想形）



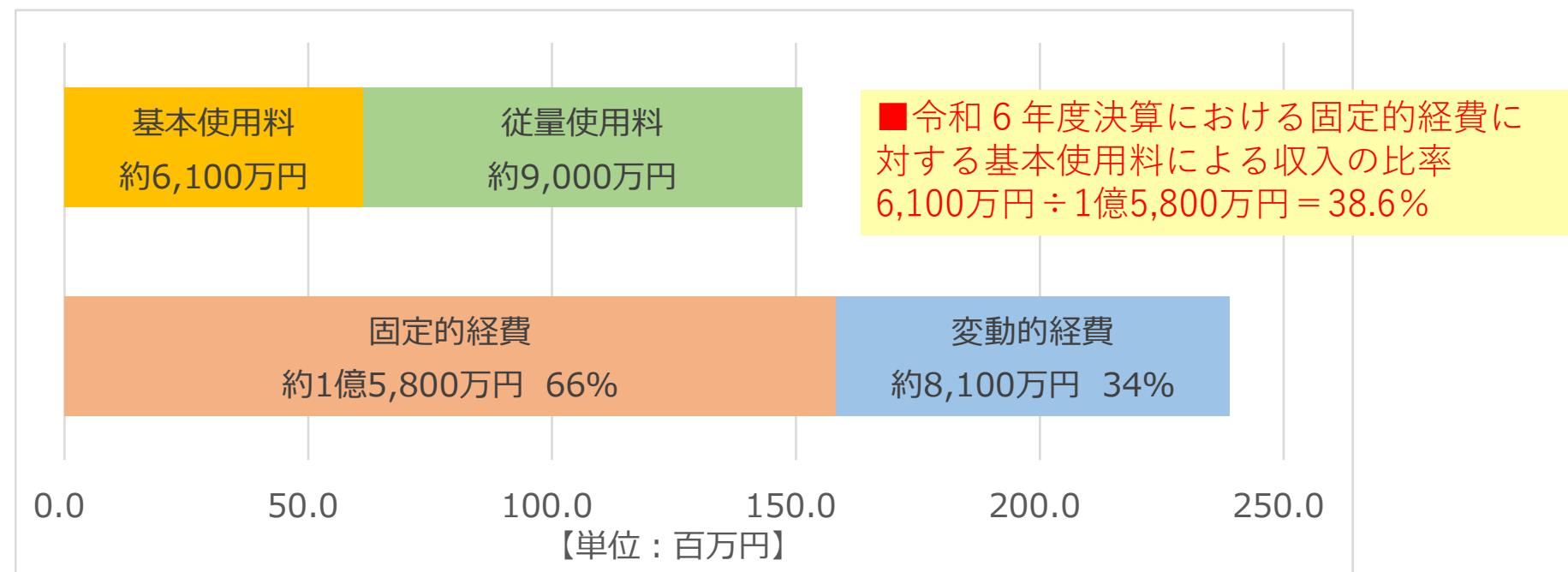
## 03 菊川市下水道事業の下水道使用料

### (2) 下水道使用料の費用負担の考え方

本市の令和6年度決算において、使用料対象経費を固定的経費と変動的経費に分解しました。

固定的経費は全体の66%を占めますが、そのうち、下水道使用料の基本使用料で賄えているのは39%程度に留まっているのが実情です。

前述のとおり、本来は固定的経費をすべて基本使用料で賄うべきものであり、利用者の負担を鑑みながら、基本使用料の水準を向上させる必要があります。



## 03 菊川市下水道事業の下水道使用料

### (3) 基本使用料

#### 概要

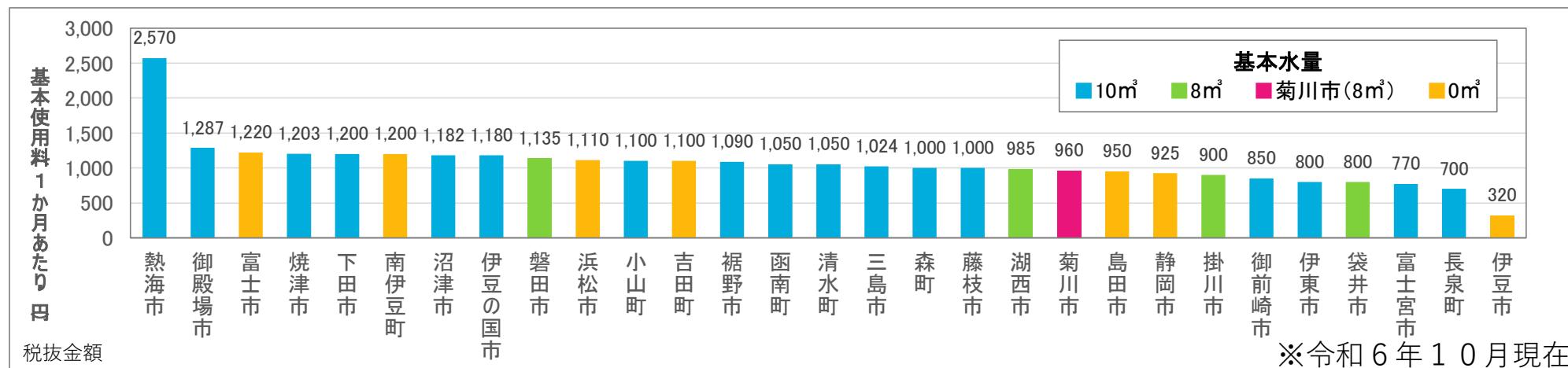
汚水使用水量に関係なく、下水道事業を行うため必要な固定的経費を回収する使用料として位置付けています。

※水を使用していなくても発生します。

区分	2か月につき（税込）	
	汚水量	使用料
基本使用料	0～16m <sup>3</sup> まで	2,112円
従量使用料 (1m <sup>3</sup> につき)	16m <sup>3</sup> を超え100m <sup>3</sup> まで	132円
	100m <sup>3</sup> を超え200m <sup>3</sup> まで	143円
	200m <sup>3</sup> を超えるもの	154円

県内の基本使用料の設定状況は以下のとおりです。

県内の基本使用料は、熱海市の2,570円が最も高く、本市は960円で県内で10番目に低い設定です。ただし、本市は基本水量が8m<sup>3</sup>であり、10m<sup>3</sup>に換算すると1,200円（960円÷8m<sup>3</sup>×10m<sup>3</sup>）となります。



## 03 菊川市下水道事業の下水道使用料

### (4) 基本水量

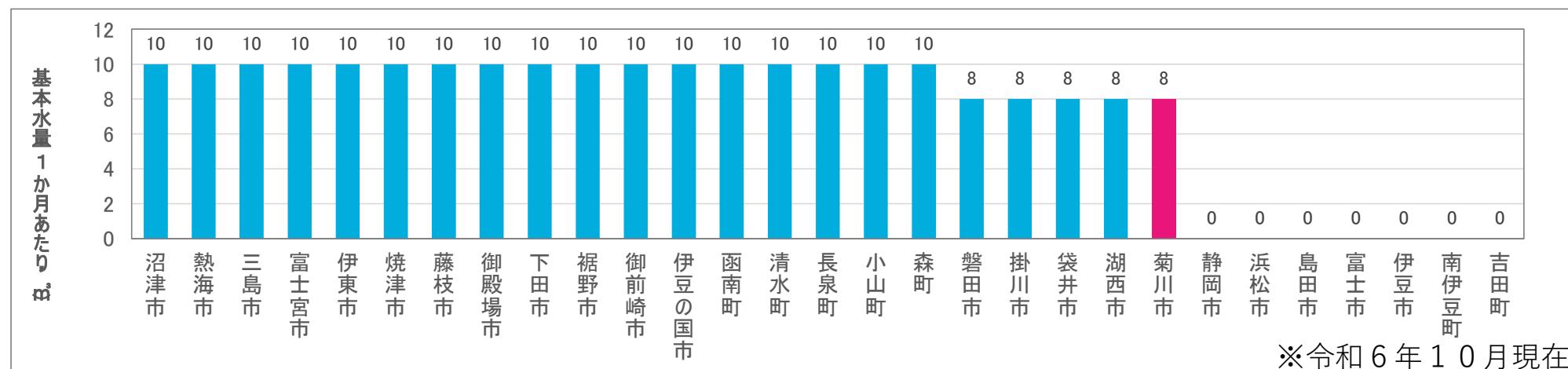
#### 概要

前項説明があった基本使用料に賦課される排水量のことです。

区分	2か月につき（税込）	
	汚水量	使用料
基本使用料	0~16m <sup>3</sup> まで	2,112円
従量使用料 (1m <sup>3</sup> につき)	16m <sup>3</sup> を超え100m <sup>3</sup> まで	132円
	100m <sup>3</sup> を超え200m <sup>3</sup> まで	143円
	200m <sup>3</sup> を超えるもの	154円

県内の基本水量の設定状況は以下のとおりです。

県内では10m<sup>3</sup>が最も多く、それ以外に本市と同じく8m<sup>3</sup>という設定があり、少量利用者のインセンティブ等を目的として、基本水量の設定がない都市もあります。



## 03 菊川市下水道事業の下水道使用料

### (5) 従量使用料

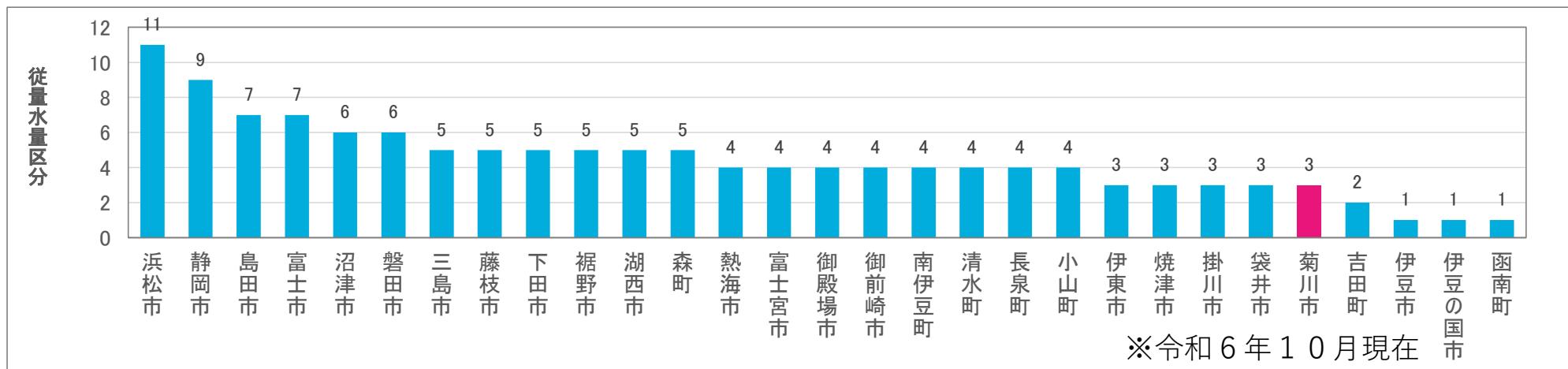
#### 概要

基本使用料を超えて使用した水量に応じて支払う料金です。  
※使用水量に対して使用料が変動するため、公平性が保たれます。

区分	2か月につき（税込）	
	汚水量	使用料
基本使用料	0～16m <sup>3</sup> まで	2,112円
従量使用料 (1m <sup>3</sup> につき)	16m <sup>3</sup> を超え100m <sup>3</sup> まで	132円
	100m <sup>3</sup> を超え200m <sup>3</sup> まで	143円
	200m <sup>3</sup> を超えるもの	154円

県内の従量水量区分の設定状況は以下のとおりです。

県内では4段階が最も多く、本市は3段階とそれより少ない状況となっています。



## 03 菊川市下水道事業の下水道使用料

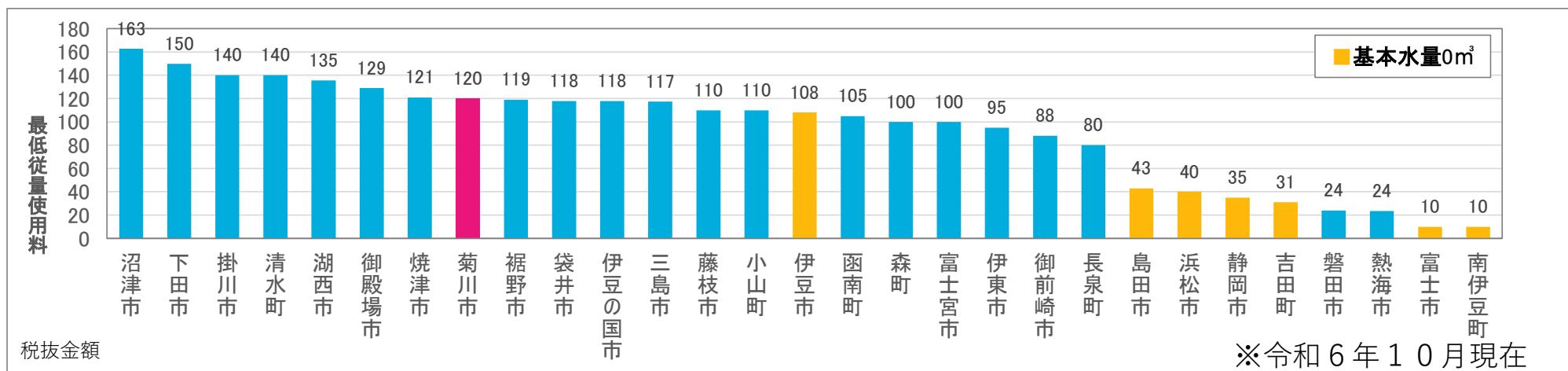
### (5) 従量使用料

#### 概要

基本使用料を超えて使用した水量に応じて支払う料金です。  
※使用水量に対して使用料が変動するため、公平性が保たれます。

区分	2か月につき（税込）	
	汚水量	使用料
基本使用料	0～16m <sup>3</sup> まで	2,112円
従量使用料 (1m <sup>3</sup> につき)	16m <sup>3</sup> を超え100m <sup>3</sup> まで	132円
	100m <sup>3</sup> を超え200m <sup>3</sup> まで	143円
	200m <sup>3</sup> を超えるもの	154円

県内の従量使用料の最低水量区分の1m<sup>3</sup>当たりの単価の設定は以下のとおりです。



## 03 菊川市下水道事業の下水道使用料

### (6) 累進度

#### 概要

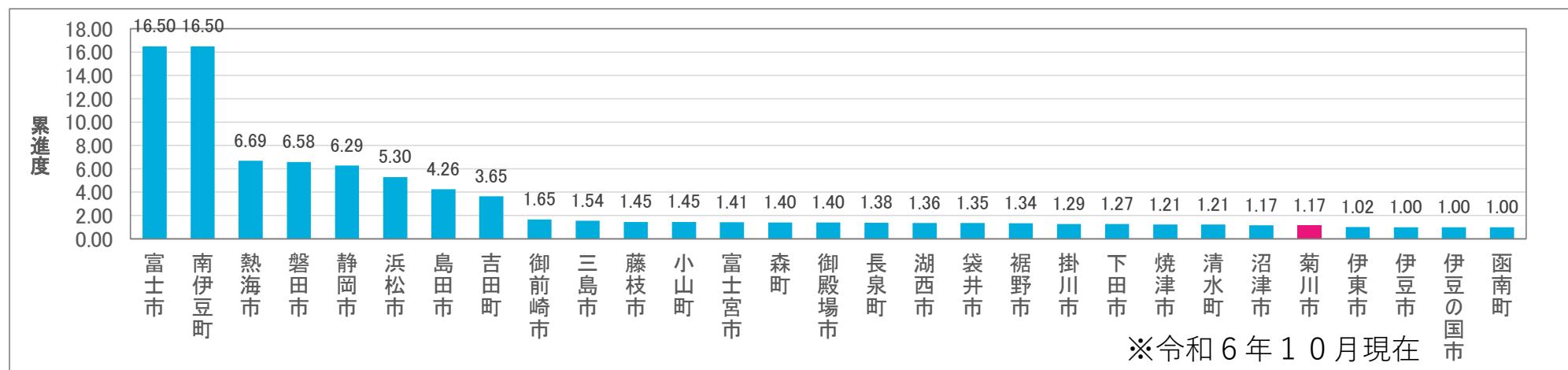
最高区分の従量料金単価 ÷ 最低区分の従量使用料単価  
※累進度の引き上げは、大口の利用者の負担額増加につながり、大口の利用者への依存が高まる。

区分	2か月につき（税込）	
	汚水量	使用料
基本使用料	0～16m <sup>3</sup> まで	2,112円
従量使用料 (1m <sup>3</sup> につき)	16m <sup>3</sup> を超え100m <sup>3</sup> まで	132円
	100m <sup>3</sup> を超え200m <sup>3</sup> まで	143円
	200m <sup>3</sup> を超えるもの	154円

本市の累進度：  $154\text{円} \div 132\text{円} \approx 1.17$

県内の累進度の設定状況は以下のとおりです。

本市は県内で低い水準にあります。本市より累進度が高い自治体も多くみられますが、基本水量を設定していない自治体は、最低区分の使用料単価が極端に安いことも要因です。



## 03 菊川市下水道事業の下水道使用料

### (7) 近隣自治体の使用料体系

水量区分、基本水量、累進度等の事項について、近隣市町の状況を以下のとおりに整理しました。

近隣市町の使用料体系と比較すると、本市の使用料体系は、以下のような特徴があるものと言えます。

#### <近隣市町と比較した本市の特徴>

- ①基本使用料が割高である。
- ②従量水量区分が少ない
- ③累進度が低い
- ④従量使用料単価の最低区分が割高である。

#### 近隣市町の状況（税抜金額）R7.8.1時点

市町村	改定年	使用料体系	従量水量区分数	基本水量 (m <sup>3</sup> ) 基本料金 (円)	累進度	最低区分における 従量料金単価(円/m <sup>3</sup> )	最高区分における 従量料金単価(円/m <sup>3</sup> )	使用料単価 (R5 税抜)
菊川市	H16	累進	3	8m <sup>3</sup> 960	1.17	120.0	140.0	128.77
島田市	R6	累進	7	0m <sup>3</sup> 950	4.26	43.0	183.0	127.72
掛川市	H26	累進	3	8m <sup>3</sup> 900	1.29	140.0	180.0	144.26
袋井市	R4	累進	3	8m <sup>3</sup> 800	1.35	118.0	159.0	123.76
御前崎市	R5	累進	4	10m <sup>3</sup> 850	1.65	88.2	145.5	110.87
森町	H20	累進	5	10m <sup>3</sup> 1000	1.40	100.0	140.0	123.65

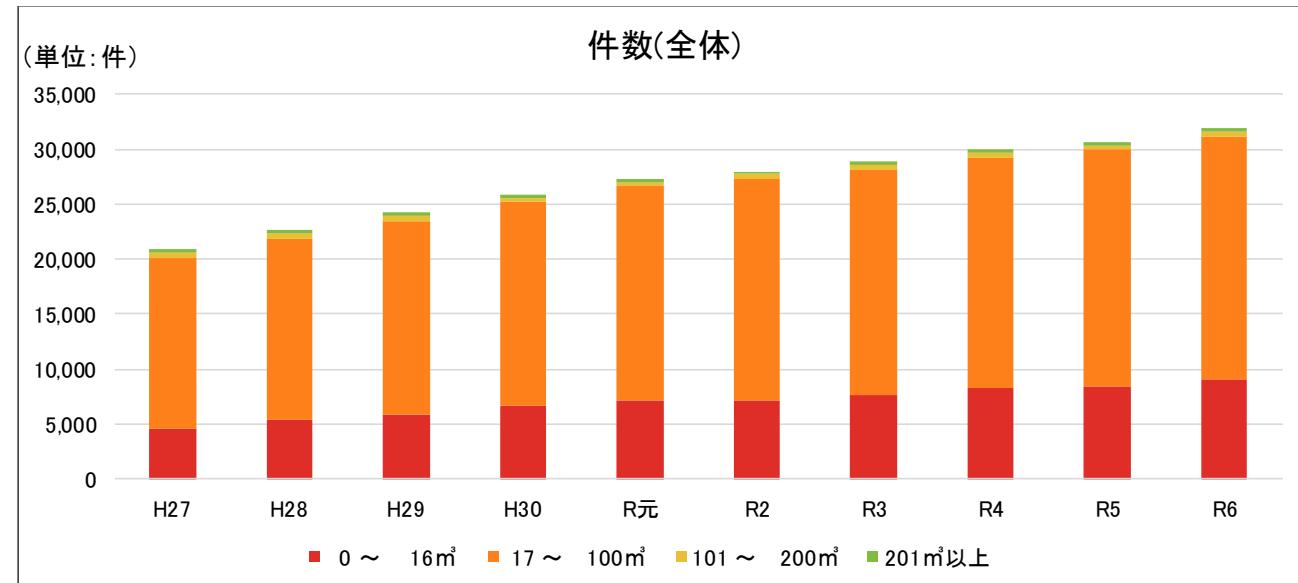
## 04 菊川市の下水道使用状況について

### (1) 水量区分別における調定件数の実績

使用水量の調定件数はH27（約21,000件）からR6（約32,000件）まで一貫して増加しています。

水量区分別で見ると、家庭用が中心と思われる100m<sup>3</sup>/2ヶ月以下の区分では調定件数が最も多く、全体の約97.8%を占めており、年々増加傾向にあります。事業所が中心と思われる100m<sup>3</sup>/2ヶ月超の区分では年度を通じてほぼ横ばいで推移しており、全体構成比は非常に小さい（約2.2%）です。

**基本使用料**区分（0～16m<sup>3</sup>/2ヶ月）の件数は9年間で約1.9倍に増加し、令和6年度では、全体の約28.3%を占めています。



項目	単位	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
件数		20,865	22,655	24,216	25,853	27,303	27,989	28,877	29,963	30,665	31,894
0 ~ 16m <sup>3</sup>	件	4,679	5,350	5,911	6,641	7,196	7,128	7,628	8,225	8,496	9,017
17 ~ 100m <sup>3</sup>	件	15,424	16,580	17,606	18,531	19,439	20,125	20,528	21,078	21,496	22,163
101 ~ 200m <sup>3</sup>	件	495	470	447	420	411	479	454	381	409	426
201m <sup>3</sup> 以上	件	267	255	252	261	257	257	267	279	264	288

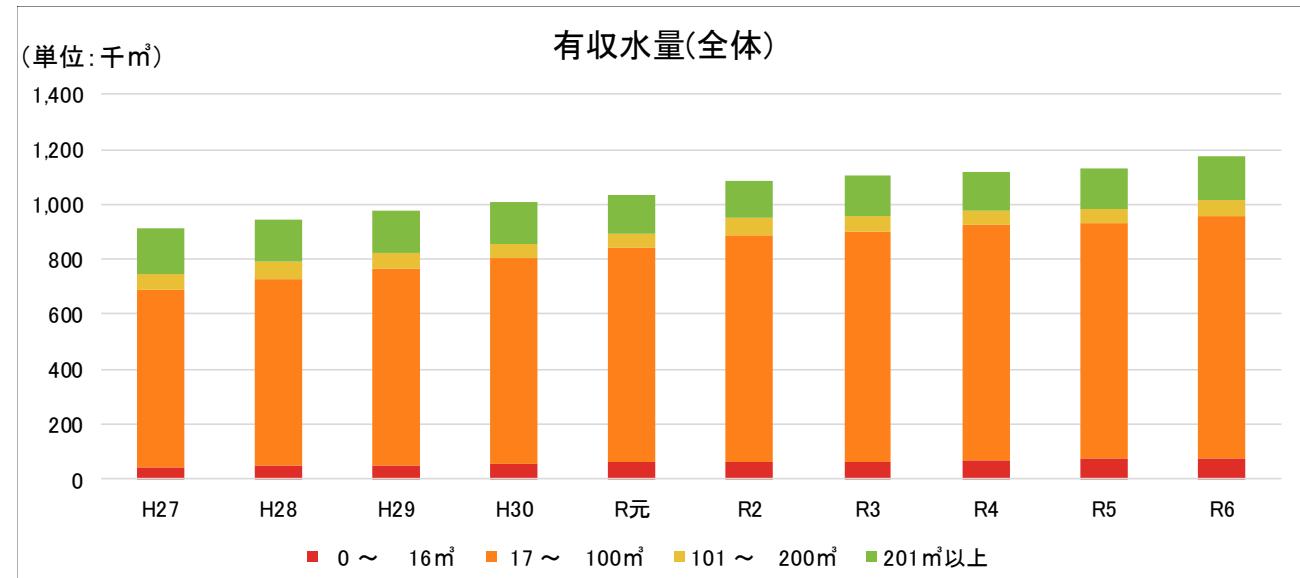
## 04 菊川市の下水道使用状況について

### (2) 水量区分別における有収水量の実績

有収水量はH27（約91万m<sup>3</sup>）からR6（約118万m<sup>3</sup>）まで増加しています。

水量区分別で見ると、家庭用が中心と思われる100m<sup>3</sup>/2ヶ月以下の区分は圧倒的に多く全体の約81.5%を占めています。一方、事業所が中心と思われる100m<sup>3</sup>/2ヶ月超の区分については、件数が少ないが水量では全体の約18.5%を占めています。

**基本使用料区分**（0～16m<sup>3</sup>/2ヶ月）の有収水量は増加傾向にあります、水量全体の約6.5%しか占めておらず、有収水量全体への影響は小さいと言えます。



項目	単位	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
<b>有収水量</b>		910	945	976	1,007	1,037	1,086	1,104	1,119	1,132	1,176
0 ~ 16m <sup>3</sup>	千m <sup>3</sup>	41	47	51	56	60	61	63	70	73	77
17 ~ 100m <sup>3</sup>	千m <sup>3</sup>	647	684	718	748	783	828	837	856	860	882
101 ~ 200m <sup>3</sup>	千m <sup>3</sup>	60	58	55	52	51	60	58	49	53	55
201m <sup>3</sup> 以上	千m <sup>3</sup>	163	156	151	150	144	137	146	144	146	163

## 04 菊川市の下水道使用状況について

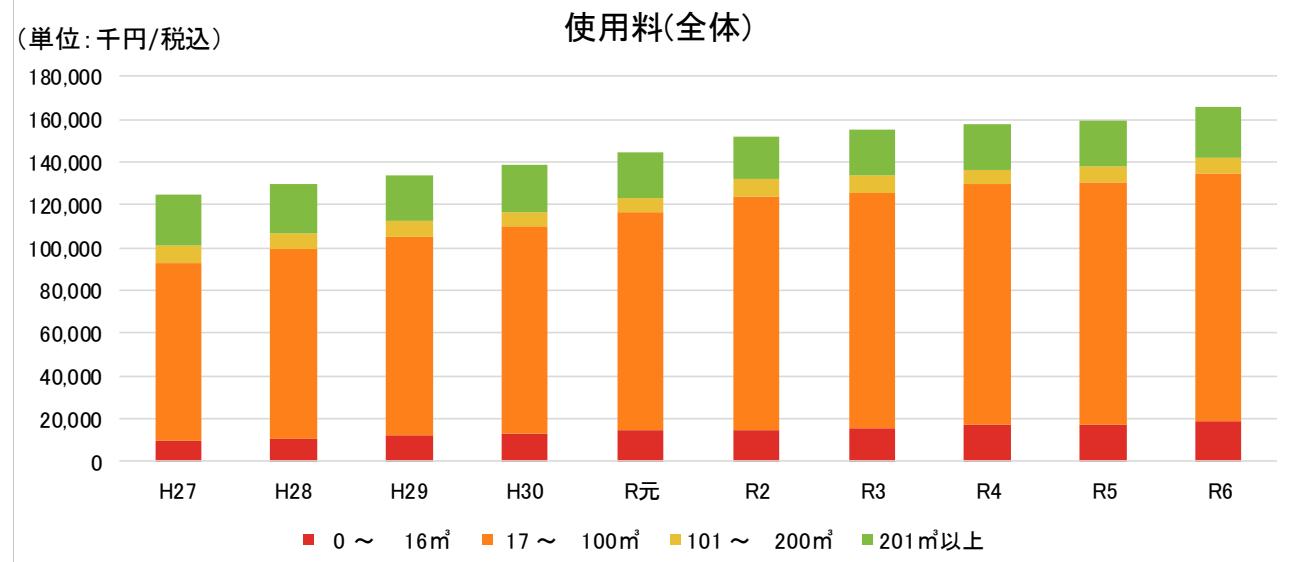
### (3) 水量区分別における使用料の実績

使用料はH27（約1億2,500万円）からR6（約1億6,600万円）まで増加しています。

使用料は、有収水量（前のグラフ）とほぼ同じ伸び率で、使用料の増加は水量増加に連動していると考えられます。

大口利用（201m<sup>3</sup>以上）は件数は少ないが、収入面での寄与が大きいです（全体の約14.5%）。

大口利用者からの収入は横ばいで推移しており、使用料収入の増加の要因は小口利用者からの収入増といえます。



項目	単位	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
使用料		124,757	129,688	134,222	138,823	144,295	152,131	155,205	157,545	159,698	166,263
0 ~ 16m <sup>3</sup>	千円	9,378	10,746	11,852	13,176	14,532	14,613	15,514	16,808	17,404	18,465
17 ~ 100m <sup>3</sup>	千円	83,719	88,563	93,002	96,918	102,012	109,251	110,396	112,917	113,482	116,384
101 ~ 200m <sup>3</sup>	千円	7,928	7,626	7,292	6,895	6,751	8,039	7,724	6,590	7,130	7,330
201m <sup>3</sup> 以上	千円	23,731	22,753	22,075	21,834	21,000	20,227	21,571	21,230	21,683	24,084

## 04 菊川市の下水道使用状況について

### (4) 現況まとめと課題

#### 現況

- 総数では、件数、水量、収入ともに年々増加しています。
- 小口利用者（0～16m<sup>3</sup>/2か月）は件数・水量ともに増加していますが、特に件数の増加が著しくなっています。件数で約3割を占めていますが、水量は6%程度にとどまっています。
- 中口利用者（17～100m<sup>3</sup>/2か月）は件数・水量・収入のいずれも約7割を占め、年々増加しています。
- 大口利用者（201m<sup>3</sup>/2か月以上）は件数では1%程度ですが、水量や収入は1～2割を占めています。水量や収入は増減に変動がみられ、特定の事業者の動向が影響を与えているものと想定されます。



#### 課題

1. 全体的に、件数・水量・収入ともに、汚水処理区域の拡大もあり順調に増加していますが、本市でも行政人口の減少がみられ、将来の有収水量減少が懸念されます。
2. 小口や中口の利用者からの収入で約8割を占めており、これらの利用者から、確実に収入を確保するため、**基本使用料を重点的に高くするなどの対応が必要となります。**
3. 大口の利用者は少数の事業者等の動向に影響を受けやすいため、収入の安定化を踏まえた従量使用料の設定等を検討する必要があります。

## 05 下水道使用料改定の基本方針

下水道使用料改定案を検討するにあたり、各項目における改定方針案を整理しました。

項目	説明	現在の 菊川市の状況	改定方針案
基本水量	基本料金に賦課される排水量	16m <sup>3</sup> (2ヵ月) 8m <sup>3</sup> (1ヵ月)	水道と合わせるため、 <a href="#">現状維持</a> にする。
基本使用料	使用の有無に関わらず支払う料金 ※基本料金を高くすると料金収入が安定するが、少量利用者の負担感が大きくなる。	1,920円 (2ヵ月) 960円 (1ヵ月) ※税抜金額	固定的経費のうち、基本使用料で賄えているのは約40%しかないため、今後的人口減少による水量減少にも影響を受けにくい体系とするために、基本使用料を比較的高く設定する方針とする。 例：固定的経費に対する基本料金の占める割合を50%とする
従量区分	水量区分の数	3区分 「16m <sup>3</sup> を超え100m <sup>3</sup> まで」 「100m <sup>3</sup> を超え200m <sup>3</sup> まで」 「200m <sup>3</sup> を超えるもの」	県内では4区分以上を採用している自治体が多くあり、本市では3区分である。本市水道事業も4区分であることから、区分の追加も視野に入れる。
従量使用料単価	基本水量を超えて使用した水量に応じて支払う料金 ※使用水量に対して料金が変動するため、公平性が保たれる。	132円/m <sup>3</sup> 143円/m <sup>3</sup> 154円/m <sup>3</sup> ※税込金額	使用料改定に伴い改定する必要がある。 例：使用料単価が150円となることを考慮する。
累進度	最高区分の従量料金単価 ÷ 最低区分の従量料金単価 ※累進度の引き上げは、大口の利用者の負担額が増加、大口の利用者への依存が高まる。	154円 ÷ 132円 ≈ 1.17	大口利用者に依存しすぎないよう基本的に <a href="#">変更しない方針</a> とする。

## 06今後のスケジュール

菊川市下水道事業審議会の今後のスケジュールは、以下のとおりです。

回数	開催年月	内 容
1	令和 7 年 8 月 8 日	委嘱、諮問、正副会長選出 <報告事項> ■菊川市下水道事業の概要と経営状況 ■菊川市下水道事業経営戦略について <協議事項> ■経営改善に係る基本方針について
2	(今回) 令和 7 年 11 月 7 日	<報告事項> ■下水道使用料改定率について ■下水道使用料体系について ■菊川市の下水道使用状況について <協議事項> ■下水道使用料改定率の決定 ■使用料体系の方針設定
3	令和 8 年 2 月	<協議事項> ■下水道使用料改定案について
4	令和 8 年 6 月	<協議事項> ■下水道使用料改定案について ■答申書案について
5	令和 8 年 8 月	<協議事項> ■答申書案について